

**令和5年度「みやぎのワインと6次産業化商品魅力発見フェア（展示販売会）」開催業務
企画提案募集要領**

令和5年度「みやぎのワインと6次産業化商品魅力発見フェア（展示販売会）」開催業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

1 案件名

令和5年度「みやぎのワインと6次産業化商品魅力発見フェア（展示販売会）」開催業務

2 委託期間

契約締結の日から令和6年2月16日まで

3 業務内容

別紙「令和5年度『みやぎのワインと6次産業化商品魅力発見フェア（展示販売会）』開催業務仕様書」のとおり

4 実施場所

宮城県内

5 事業費（委託上限額）

3,126,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

第2 応募資格等

本業務に応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は法人を核にした複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- 3 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- 4 宮城県内に常設拠点（本社または営業所等）を有していること。
- 5 事業活動範囲が県内全域をカバーすること。
- 6 事業実施に当たり必要な人員体制が整っていること又は人員体制を整えることが確実と見込まれること。
- 7 直近年の財務状況が健全であり、年間を通じて安定した事業運営が可能なこと。
- 8 県税の未納がない者であること。
- 9 個人情報等の取扱いに関する情報セキュリティの管理体制を構築している者であること。

第3 スケジュール（予定を含む。）

企画提案募集開始	令和5年5月24日（水）
応募に関する質問の受付期限	令和5年6月9日（金）午後5時まで
応募表明書の提出期限	令和5年6月21日（水）午後5時まで
企画提案書の提出期限	令和5年6月28日（水）午後5時まで
選定審査委員会の開催	令和5年7月上旬
選定結果の通知	令和5年7月上旬以降
契約締結及び業務開始	令和5年7月中旬以降

第4 応募手続

1 応募に関する質問の受付

応募に関する質問を次のとおり受け付ける。ただし、企画提案書の具体的な記載内容及び審査基準についての質問は、公平性の確保及び公正な選考の観点から一切回答しない。

(1) 受付期限

令和5年6月9日（金）午後5時まで

(2) 受付方法

イ 質問書（別紙様式1）により、電子メールで提出すること。

ロ 電話や口頭、受付期限以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、宮城県農山漁村なりわい課のホームページに掲載する。

2 応募表明書の提出

応募する者は、応募表明書（別紙様式2）により、令和5年6月21日（水）午後5時までに提出すること（郵送も可とするが、期限まで必着とする。）。

3 企画提案書の内容

(1) 提出書類（全てA4版で印刷すること）

イ 企画提案書（別紙様式3-1）：7部（正本1部、写し6部）

ロ 業務経費積算書（別紙様式3-2）：7部

ハ 再委託事業計画（別紙様式3-3）※業務の一部を第三者に再委託する場合：7部

ニ 会社等の概要：7部

ホ 直近の決算報告書：7部

ヘ 登記事項証明書（3ヶ月以内のもの）：1部

ト 県税に係る納税証明書（全ての県税に未納がないこと）※募集日以降の日付のもの：1部

チ 過去の類似支援の実績がわかる資料（実績がある場合）：7部

リ 共同企業体で参加の場合のみ

(イ) 共同企業体届出書（別紙様式4）：1部

(ロ) 共同企業体協定書（別紙様式5）：1部（写し）

(ハ) 委任状（別紙様式6）：1部

(ニ) 使用印鑑届（別紙様式7）：1部

(2) 提出期限

令和5年6月28日（水） 午後5時

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は平日の午前9時から午後5時まで、郵送の場合は期限まで必着とする。

4 提出された資料の取扱い等

(1) 企画提案に要する費用は、全て応募者が負担する。

(2) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(3) 企画提案書等は、審査以外には無断で使用しない。

(4) 企画提案書に使用する言語は、日本語とする。

(5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効とする。

5 提出先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県庁行政庁舎10階

宮城県農政部農山漁村なりわい課 6次産業化支援班

電話番号 022-211-2242（ダイヤルイン）

ファクシミリ 022-211-2416

電子メール nariwai-6@pref.miyagi.lg.jp

第5 業務委託候補者の選定

1 業務受託候補者の選定方法

県が設置する選定審査委員会において、プレゼンテーションの手法により各応募者に説明を求めた上で、2の審査項目に沿って審査し、各委員の評価点の平均が満点の6割以上の応募者の中から、最も優れていると判断された応募者を業務委託候補者として選定する。

また、企画提案者が1者の場合であっても審査を行い、業務を適切に実施できると判断される場合は、業務委託候補者として選定する。

なお、業務を適切に実施できないと判断される場合は、再度、企画提案を募集するものとする。

2 審査項目

(1) 販売会の企画及び運営について

- ・ 開催場所は、集客や交流人口が多い県内の主要拠点であり、県産ワインや6次産業化商品の魅力を多くの消費者にPRでき、認知度向上、販売促進につながる会場となっているか。
- ・ 販売ブースの装飾及びレイアウトは、お客様の購買意欲の向上や商品のPRにつながる装飾やレイアウトとなっているか。また、参加事業者（販売者側）の接客対応に適切したレイアウトとなっているか。

(2) 販売会の広報・宣伝について

- ・ 広報・宣伝媒体等を活用した情報発信により、主に県内の消費者に対して販売会への誘客及び訴求が可能なものとなっているか。
- ・ 広報・宣伝内容は、お客様の購買意欲の向上、商品のPR等につながるものか。

(3) 業務の実施体制、スケジュールについて

- ・ 業務構想実現に向け必要な専門的知見を有しており、企画提案どおり業務を実施できる体

制が整っているか。

- ・ 組織の財政基盤は安定しているか。
- ・ 開催日までの募集期間や広報のタイミング、各業務の準備期間など、業務実施スケジュールは妥当かつ効率的か。

(4) 業務の経費積算内訳について

- ・ 企画提案内容に対する業務費の積算内容や予算配分は効率的なものとなっているか。

3 選定審査委員会

(1) 実施日 令和5年7月上旬

(2) 実施会場 行政庁舎10階 農政部会議室

(3) 実施方法

イ 出席者は1提案につき3名以内とする。

ロ 1応募者あたりの持ち時間は25分以内（説明15分以内、質疑応答10分以内）とし、後日連絡する時間配分・時間割により行うものとする。

ハ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。

ニ プロジェクト等の使用を希望する場合は企画提案書を提出する際に申し出ること。

なお、この場合、パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。

4 選定結果の通知及び公表

選定結果については、後日、応募者全てに対し文書で通知するとともに、応募者の名称や評価点等を公表する。公表に当たっては、選定された業務委託候補者以外は、個別の評価点が特定できないように配慮する。

なお、選定結果に関する質問には応じない。

5 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合。
- (2) 本募集要領等の規定に従っていない場合。
- (3) 1及び3に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合。
- (4) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合。
- (5) 企画提案に関する手続きの公正な執行を妨げた場合。
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合。

第6 その他

1 委託契約の締結

第5により選定した業務委託候補者と別途見積合わせを実施し、契約金額を確定した後に委託契約を締結する。

2 委託契約に関する条件等

- (1) 業務成果の取扱い

本業務による成果品の著作権は県に帰属するものとし、また、県は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

(2) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の取扱い

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮城県条例第72号）を遵守しなければならない。